

2023 年度版
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

2024 年 6 月
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

- 本年度（2023年度）は、引き続きインターネットオークション（以下、オークション）およびフリマアプリ（以下、フリマ）を対象に効果検証を実施するとともに、権利者ならびにオークションやフリマ等のC2Cマーケットプレイス運営事業者（以下、プラットフォームフォーマー）による自主的な取組の成果をより明確に示すため、権利侵害物品の出現率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。

両群（1群と2群）とも総じて、インターネット市場での流通量が拡大されている昨今の状況を鑑みても、侵害品出現率は引き続き低水準に保たれており、本協議会での議論をもとにした権利者（団体）・プラットフォーム双方の取組が継続・維持された成果であると考えられる。

権利者（団体）・プラットフォームが協力し、利用者の利益であるC2Cマーケットプレイスの利便性にも配慮しつつ、権利侵害物品の最大の仕出国である中国やその分野での台頭が著しいベトナムやフィリピンが近接する地域においての当該水準の維持は評価されて然るべきものと思われる。

- 1群のサービスについては、プラットフォームによる自主パトロールおよび権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度に引き続き、低水準に抑えられていることが確認できた。
- 2群のサービスについては、昨年度に続き、侵害品出現率を低く抑えられていることが確認できた。引き続き必要な自主的な取組を継続することにより侵害品出現率を安定的に低下させ、1群への移行を果たすことが期待される。

2. ガイドライン分科会の報告

- ガイドライン分科会では、「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行った。

その結果として、2022年に提案を受けていた当時の新規情報についてはその性質からガイドラインへの反映は困難と判断するも、当該物品の今後の流通を観察することとし、本年度は前年度同様に本ガイドライン別紙については暫定版を運用することとした。結果、2023年度の効果検証においても期待する効果を得られた。

3. 第三部会の報告

- 第三部会では、BtoCプラットフォームにおける侵害品対策に関する検討について、引き続き実態の把握を行うこととし、プラットフォーム側の取組手法に関する意見交換等を実施した。

【本文】

1. 効果検証分科会の報告

(1) 効果検証の方法

本年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者とプラットフォームの実務担当で構成される「効果検証分科会」において実施要領（別紙 1「効果検証の実施方法について」参照）を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

①効果検証対象

オークションおよびフリマを含めた 6 つのサービスを効果検証の対象とした。

②効果検証対象出品

本年度も昨年度と同様、検証対象出品を 2 つに分けて検証を行った。

i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、（権利者は）プラットフォームに出品停止要請可能なもの。

ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）プラットフォームにおいて削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できプラットフォームに対する出品停止要請を行えば対応可能と思料されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思料される出品（蓋然性が高い出品）。

③プラットフォームの群分け

権利者並びプラットフォームによる自主的な取組の成果をより明確にするため、侵害品出品の出現率に応じプラットフォームが提供するサービスを 1 群から 3 群に分類した。

- i 1 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%未満）： 5 サービス
- ii 2 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%以上 10%未満）： 1 サービス
- iii 3 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 10%以上）： 0 サービス

(2) 検証結果

①オークション

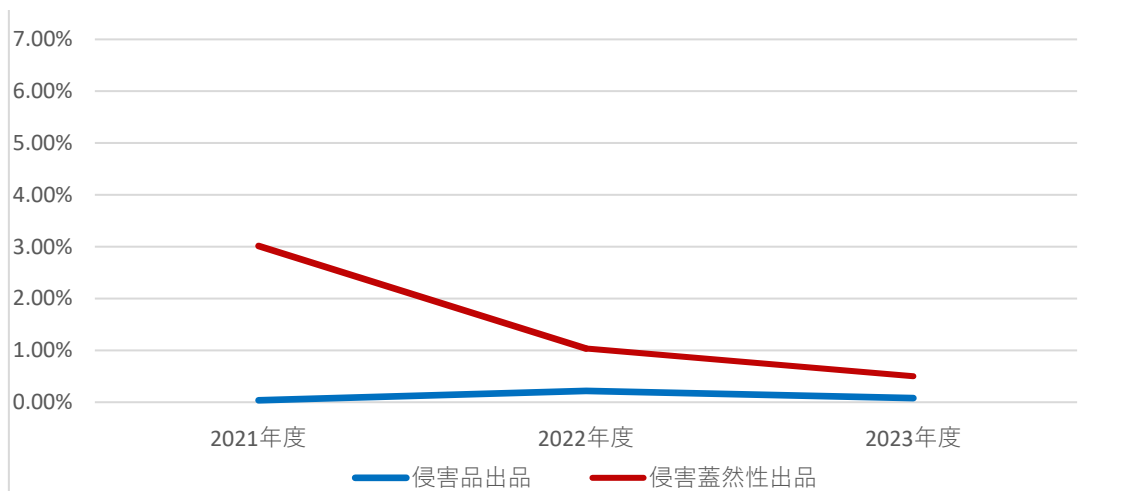
i 「侵害品出品」の出現率

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	1,247	0.08%	1,187	0.08%	1,118	0.00%
	2群	—	—	—	—	—	—
	3群	—	—	—	—	—	—
商標権	1群	4,127	0.02%	2,480	0.28%	2,671	0.11%
	2群	—	—	—	—	—	—
	3群	—	—	—	—	—	—
合計	1群	5,374	0.04%	3,667	0.22%	3,789	0.08%
	2群	—	—	—	—	—	—
	3群	—	—	—	—	—	—

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	1,247	3.53%	1,187	0.17%	1,118	0.27%
	2群	—	—	—	—	—	—
	3群	—	—	—	—	—	—
商標権	1群	4,127	2.86%	2,480	1.45%	2,671	0.60%
	2群	—	—	—	—	—	—
	3群	—	—	—	—	—	—
合計	1群	5,374	3.01%	3,667	1.04%	3,789	0.50%
	2群	—	—	—	—	—	—
	3群	—	—	—	—	—	—

【参考】オークションでの出現率（著作権と商標権の合計）推移



②フリマ

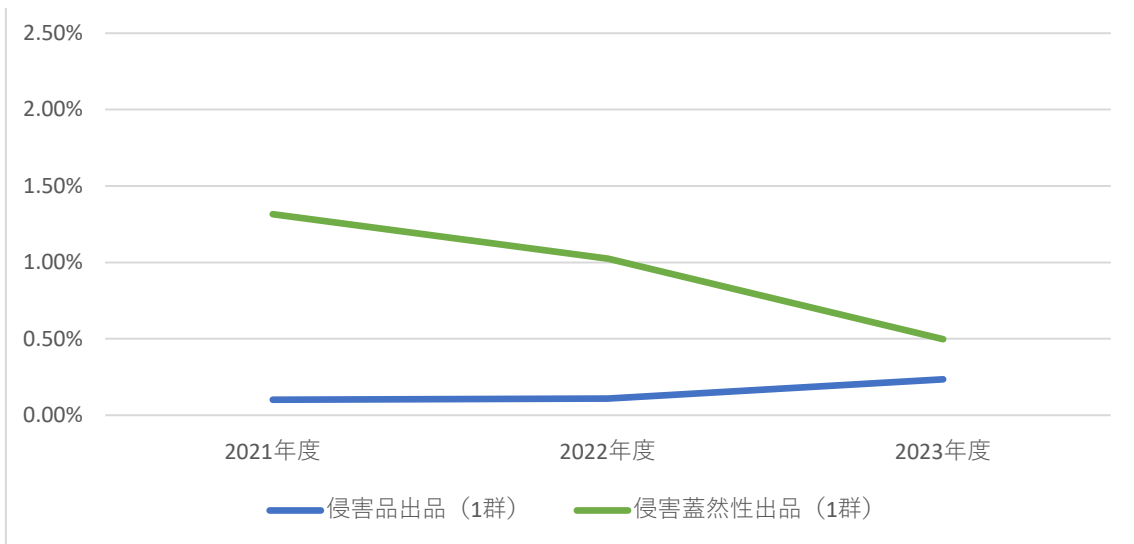
i 「侵害品出品」の出現率

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	2,813	0.18%	2,611	0.08%	2,664	0.23%
	2群	112	0.00%	26	0.00%	453	0.00%
	3群	—	—	—	—	—	—
商標権	1群	7,069	0.07%	4,802	0.12%	4,575	0.24%
	2群	1,171	7.17%	731	1.50%	813	1.72%
	3群	—	—	—	—	—	—
合計	1群	9,882	0.10%	7,413	0.11%	7,239	0.23%
	2群	1,283	6.55%	757	1.45%	1,266	1.11%
	3群	—	—	—	—	—	—

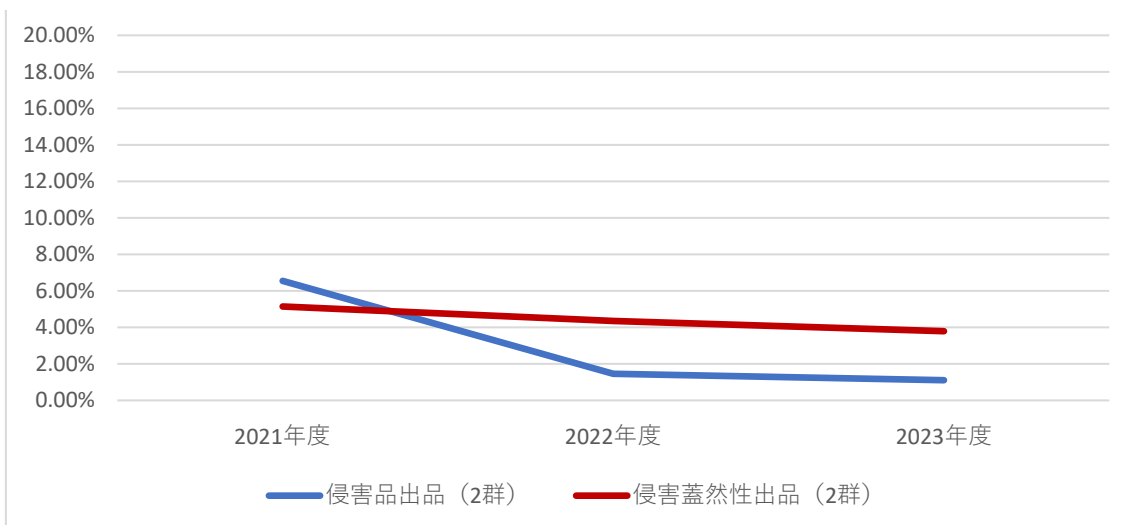
ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	2,813	2.17%	2,611	0.31%	2,664	0.15%
	2群	112	0.00%	26	0.00%	453	0.00%
	3群	—	—	—	—	—	—
商標権	1群	7,069	0.98%	4,802	1.42%	4,575	0.70%
	2群	1,171	5.64%	731	4.51%	813	5.90%
	3群	—	—	—	—	—	—
合計	1群	9,882	1.32%	7,413	1.03%	7,239	0.50%
	2群	1,283	5.14%	757	4.36%	1,266	3.79%
	3群	—	—	—	—	—	—

【参考】フリマ（1群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



【参考】フリマ（2群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



（3）検証結果の分析

①オークションについて

いずれも1群にカテゴリズされており、本年度も「侵害品出品」の出現率を低下した昨年よりも更に低く保つことができている。「侵害蓋然性出品」の出現率も昨年よりも更に減少した。

②フリマについて

本年度は、例年通りに4サービスに対して実施した。

1群にカテゴリズされる3つのサービスは、「侵害品出品」は僅かに上昇したものの低水準を維持している。「侵害蓋然性出品」の出現率については、僅かに低下した。3つのサービスは、総じて極めて低水準に保たれていると考えられる。

また、2群にカテゴリズされる1つのサービスは、一昨年度においては一部商品について削除対応が追い付かなかったとの理由から「侵害品出品」の数値の上昇がみられたが、昨年度当該要因が解消され数値は低下した。本年度は、「侵害蓋然性出品」とともに、引き続き低下した数値の維持に成功した。もっとも、侵害品を販売しようとする方も削除しにくい出品方法に模索してくるなどの攻防戦が繰り返されているとの感も否めない現状にもあり、今後とも知財保護のための対策実施への弛まぬ傾注が期待される場所である。

③小活

総じていえば、本年度においても、本協議会において侵害品判断の知見や対応ノウハウを共有・蓄積することや侵害品流通について事業者、権利者及び関係各所が情報交換をすることが侵害品の流通の実効的な防止に寄与していることが確認できたといえる。

また、本年度は、「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」出現率ともに低い水準で保っており、これは評価に値する。

今後とも、権利者及びプラットフォームが相互に情報共有を行うとともに協力して分析・検討を行うことにより、必要に応じたガイドラインの改訂など更なる実効的な対応を図っていくことが期待される。

(4) その他

効果検証は、本協議会における権利者及びプラットフォームの自主的な取組の結果を示す一つの指標となるものであることから、より正確な実態を反映するために適切かつ効率的な方法で行われることが求められる。そのため、プラットフォームのサービス特性等をきめ細かく反映することが可能となるような検証方法のあり方について今後も検討を行っていく必要があると認識している。

また、任意調査の結果を活用して、その時点における様々な課題について詳細な分析を行って対策方法を見出し、本協議会で用いるガイドラインの改定をはじめとする侵害品流通阻止の様々な対策につながる提言を継続的に行うことも重要と考える。

また、AI 等に代表される近年開発された技術・機器・手法に踏み込むことに躊躇せず、経済的にも時間的にも効率の良い侵害品対策の方法を見いだしていくための情報交換も続けていきたいと考えている。

2. ガイドライン分科会の報告

(1) 本ガイドラインの改定について

現行のガイドライン本紙に基づく運用により侵害品の流通防止に一定の成果が見られることもあって、本年度においては現行のガイドラインの内容を維持しつつ、その効果検証等の運用を行うことが望ましいとの意見で一致した。

(2) 本ガイドライン別紙の改定について

2022年8月頃に権利者から情報追加の提案を受けた案件については、同年10月開催のガイドライン分科会において正会員による合意ののち同年11月に当該情報を反映させた本ガイドライン別紙暫定版を作成し、2022年度および2023年度の各効果検証（2023年1～2月、2024年1～2月にそれぞれ実施）においてもその運用がなされた。

一方で、本件の継続議論案件については、2023 年度も引き続き議論を行った。本件が、これまでのガイドラインでの適用の対象とする「表現」でなく画像視認による判断を要することから、製品における表示上の誤表記に係るところ、画質等によって判断が異なる可能性が生じるとのご意見もあった。

結果として、現状では本件のガイドラインへの情報追加は困難と判断し、今後は本件の特徴を有する不正商品の監視のもと必要に応じて然るべく措置や議論を行うこととした。

以前に起案されている改定案の改訂版への格上げについては、本件の動向と新たな潮流を踏まえて進めることとした。

(3) 具体的内容

第1回(令和5年5月31日(水)開催)

- ・本年度のガイドライン分科会での討議内容の検討
- ・提案された情報に関する提案団体とプラットフォームへのヒアリング、採用見送りの決定
- ・次年度の本ガイドライン別紙について改定案の持ち寄り、および採用可否の検討

3. 第三部会の報告

(1) BtoC プラットフォームにおける侵害品対策について

従前より課題となっていた BtoC プラットフォームにおける侵害品対策について、まず本年度においては、対応の枠組みについての検討材料とすべく、BtoC プラットフォームにおける出店者の審査、出店後のパトロール実施などのプラットフォーム側の侵害品対策の取組状況についてプラットフォームから紹介し、出席者にて意見交換を実施した。次年度以降も引き続き、プラットフォーム側の取組状況についてプラットフォーマーから紹介のうえ、権利者からのどのような情報提供が実効的であるのか等について引き続き議論を行っていく。

4. 本年度の活動の総括

本年度は、ガイドライン分科会においてガイドライン別紙についての見直しについて検討するとともに、効果検証分科会において効果検証を実施した。

効果検証結果においては、権利者・プラットフォーマー双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、本年度も総じて、侵害品の出現率が極めて低い水準に留まっていることが確認された。

また、昨年度課題として取り上げられた BtoC プラットフォームにおける侵害品対策の

取組の推進については、本年度においてはプラットフォーム側の取組手法について意見交換を行い協議会内で理解を深めた。次年度以降も、確認した取組の実情を踏まえて、引き続き対策のあり方について検討を進めていく。

本協議会では、これまでも権利者とプラットフォームとの対話、協議を通じて、知的財産権侵害品の流通抑止にかかる自主的な取組を推進してきたところである。

具体的には、個別の知的財産権侵害品について権利者とプラットフォームが情報連携、協議を行い、必要に応じてガイドライン等への反映や、プラットフォームによる当該ガイドラインを用いた自主的なパトロールの改善に役立てており、効果検証結果からもその効果が認められているところ、知的財産権侵害品からの消費者保護のための民間事業者間の連携のスキームとして非常に重要な意義を有している。

今後、関係省庁において知的財産権侵害品からの消費者保護政策を検討いただく際には、民間の団体による本協議会の取組も参考としていただいた上で、消費者保護のため必要な環境整備を推進いただくことを期待している。

なお、今後も本協議会の取組の成果を社会に発信していくと同時に、新たな侵害形態への対応にかかる議論を進めていく予定である。

各種統計データ

■ 出品総数（単位：万）

	令和 3 年 2021 年	令和 4 年 2022 年	令和 5 年 2023 年
出品総数	12,989	11,442	13,577

- 令和 3 年度の数値は正会員 9 社のうち 7 社の合計値。
- 令和 4 年度の数値は正会員 9 社のうち 6 社の合計値。
- 令和 5 年度の数値は正会員 8 社のうち 5 社の合計値
- 計測に当たっては、12 月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を測定し、1 日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- 出品総数の測定を行ったプラットフォームの数に変動があるため、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 自主削除件数

	令和 3 年 2021 年	令和 4 年 2022 年	令和 5 年 2023 年
著作権	232,284	137,317	122,866
商標権	1,988,637	1,454,671	1,520,088
合計	2,220,921	1,591,988	1,642,954

- 令和 3 年度の数値は正会員 9 社のうち 7 社の合計値。
- 令和 4 年度の数値は正会員 9 社のうち 6 社の合計値。
- 令和 5 年度の数値は正会員 8 社のうち 5 社の合計値。
- 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 権利者からの削除依頼件数

	令和 3 年 2021 年	令和 4 年 2022 年	令和 5 年 2023 年
著作権	121,778	199,644	83,708
商標権	587,144	718,856	556,264
合計	708,922	918,500	639,972

- 令和 3 年度の数値は正会員 9 社のうち 8 社の合計値。
- 令和 4 年度の数値は正会員 9 社のうち 6 社の合計値。
- 令和 5 年度の数値は正会員 8 社のうち 5 社の合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。

- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーマー）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。